

経済産業省

官 印 省 略

平成17・05・24原院第8号

平成17年6月1日

別記1 殿

経済産業省原子力安全・保安院長

電気工事業者立入検査要領（内規）の制定について

電気工事業者立入検査要領（内規）を定めましたので、この内規に基づき電気工事業に
係る立入検査事務を実施してください。

(別記1)

北海道産業保安監督部長

関東東北産業保安監督部東北支部長

関東東北産業保安監督部長

中部近畿産業保安監督部長

中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長

中部近畿産業保安監督部近畿支部長

中国四国産業保安監督部長

中国四国産業保安監督部四国支部長

九州産業保安監督部長

那霸産業保安監督事務所長

官印省略

経済産業省

平成17・05・24原院第8号

平成17年6月1日

電気工事業者立入検査要領（内規）の制定について

経済産業省原子力安全・保安院

NISA-236c-05-2

原子力安全・保安院は、電気工事業者立入検査要領（内規）について別添のとおり、各都道府県に対し通知することとする。

経済産業省

平成17・05・24原院第8号

平成17年6月1日

別記2 殿

経済産業省原子力安全・保安院長

電気工事業者立入検査要領（内規）の制定について

電気工事業者立入検査要領（内規）について、原子力安全・保安院は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、別紙（NTSA-236c-05-2）のとおり各都道府県に対して通知することといたしました。

つきましては、貴都道府県に対しましても別紙の内容についてお知らせします。

(別記2)

北海道知事	青森県知事	岩手県知事	宮城県知事
秋田県知事	山形県知事	福島県知事	新潟県知事
茨城県知事	栃木県知事	群馬県知事	埼玉県知事
千葉県知事	東京都知事	神奈川県知事	山梨県知事
静岡県知事	愛知県知事	三重県知事	長野県知事
岐阜県知事	福井県知事	富山県知事	石川県知事
滋賀県知事	京都府知事	大阪府知事	兵庫県知事
奈良県知事	和歌山県知事	鳥取県知事	島根県知事
岡山県知事	広島県知事	山口県知事	徳島県知事
香川県知事	愛媛県知事	高知県知事	福岡県知事
佐賀県知事	長崎県知事	熊本県知事	大分県知事
宮崎県知事	鹿児島県知事	沖縄県知事	

経済産業省

平成17・05・24原院第8号
平成17年6月1日

電気工事業者立入検査要領（内規）

経済産業省原子力安全・保安院長 松永 和夫

電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、電気工事業の業務の適正化に関する法律施行令第2条第2項の規定により経済産業大臣又は各産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長及び那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。）が行う電気工事業を営む者に対する立入検査（以下「立入検査」という。）は、下記により行うものとする。

なお、「電気工事業者の立入検査について」（平成元年7月3日付け元資公部第375号）は、廃止する。

記

1. 立入検査計画の作成

- (1) 各産業保安監督部（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）においては、毎年度当初に、立入検査実施の具体的な事項（地域、件数、実施時期及び検査記録様式等）を決定し、立入検査計画を作成するものとする。
- (2) 立入検査計画の作成に当たっては、毎年度の検査について、電気工事業者の種類（登録電気工事業者、通知電気工事業者等）、電気工事の種類（一般用電気工作物、自家用電気工作物）及び規模等電気工事業の各方面にわたり一様に抽出し、偏らないよう配慮するものとする。
- (3) 立入検査は上記(1)の計画に従って行うほか、計画作成後において、苦情申出又は他の行政庁からの通報等により判明した、違法に電気工事業を営む者に対する立入検査については、その都度適宜行うものとする。

2. 立入検査通知

立入検査を実施するに当たっては、1週間前までに立入検査日時等の事項を記載した検査通知書（様式例1）により立入検査を受ける者（以下「被検査者」という。）に対して通知するものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合においてはこの限りではない。

3. 立入検査の日時

立入検査は、経済産業省の職員及び電気工事業者の役職員が通常勤務する日及び時間にこれを行うものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合においてはこの限りでない。

4. 立入検査を実施する職員の数

立入検査を実施する職員（以下「検査官」という。）は、経済産業大臣又は産業保安監督部長の命により行うものとする。立入検査は原則として一営業所等につき2名以上の検査官で行うものとする。

5. 検査官の留意事項

(1) 検査官は、「行政事務運営の改善措置について（昭和41年4月11日付け事務次官申合せ）の別紙1」（別添）に留意した上で、公務員としての品位を保持しつつ、公正な検査の執行に努めなければならない。

(2) 検査官は、次の事項に留意しなければならない。

- ① 法第29条第2項に規定する身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）を携帯し、被検査者の請求があったときは、これを提示すること。
- ② あらかじめ通知した範囲を超えて、立入検査を行うときは、被検査者の日常業務の運営を阻害しないよう配慮すること。
- ③ 法令の施行に必要な限度を超えることのないように留意すること。
- ④ 立入検査の結果、知り得た事実について、厳に機密を保持すること。
- ⑤ 被検査者に対しては、常に穏健冷静な態度を持って接すること。

6. 立入検査の開始

(1) 検査官は、検査の開始に際し、被検査者に対して身分証明書を提示し、検査を行う旨を述べなければならない。

(2) 検査官は、事故その他の事情により立入検査の実施又は継続が困難であると認めた場合、立入検査を停止して直ちに上司（検査官の所属する課の長等）にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

7. 立入検査の実施

(1) 立入検査を実施する際には、別記「検査事項」を確認するために、別紙1「電気工事業者立入検査チェックリスト」を用いて行うものとする。

(2) 立入検査は、営業所（営業所が複数ある場合は電気工事の種類及び規模等を勘案して適宜検査対象の営業所を選択）において別記「検査事項」について行うものとする。なお、電気工事の施工場所については別記「検査事項」2.から5.まで及び7.の事項についてできるだけ検査することができる。

8. 立入検査に伴う措置

(1) 立入検査の結果、法に不適合であると認められた場合には、次により措置するものとする。

① 検査官は、様式例2により確認書を作成し、検査官と被検査者が双方で確認、捺印し、確認書の写しを一部取り、原本は被検査者が、写しは検査官が保管すること（確認書を取り交わす際には、被検査者に対して、別紙2により今後の処理の進め方を説明すること）。

なお、判断に迷う事柄があった場合は、原子力安全・保安院（以下「本院」という。）の検査官においては、本院電力安全課長の指示を受け、また、産業保安監督部の検査官においては、所属する産業保安監督部電力安全課長（監督署長、保安監督課長）の指示を受け、必要に応じて本院電力安全課に連絡をとり、その対応措置について検討すること。

② ①で確認した内容について、改善に要する期間に応じて設定した期限内（概ね30日以内）までに、様式例3により被検査者に対し改善報告書又は改善計画書の提出を求める（改善計画書が提出された場合には、改善計画書に記載された期日までに様式例4により改善終了報告書の提出を求めること）。

③ 次のa.又はbの場合については、様式例5により被検査者に講じるよう厳重注意を行い、設定した期限内（概ね30日以内）までに様式例6により改善報告書又は改善計画書の提出を求める（改善計画書が提出された場合には、改善計画書に記載された期日までに様式例7により改善終了報告書の提出を求める）こと。

- 期限までに改善報告書若しくは改善計画書又は改善終了報告書の提出がない場合であって、提出指示に従わない場合。
- 提出された改善報告書若しくは改善計画書又は改善終了報告書の内容が法に適合するものではないと認められ、所要の措置を講じる必要がある場合であって、指示に従わない場合。

④ なお、法第27条第1項の規定による危険等防止命令に該当する場合には、上記①から③までにかかわらず、様式例8により直ちに危険等防止命令を発するとともに、

設定した期限内（概ね30日以内）までに、様式例9により被命令者に対し改善報告書又は改善計画書の提出を求める（改善計画書が提出された場合には、改善計画書に記載された期日までに様式例10により改善終了報告書の提出を求める）こと。

② 法第28条第1項又は第2項の規定に該当し、登録の取消し等の不利益処分を行う必要があると判断されるものについては、法第30条の規定による聴聞を行った上で、登録電気工事業者については様式例11により登録の取消し又は事業の停止命令を、それ以外の者については様式例12により事業の停止命令を発動するものとする。

(3) 上記(1)及び(2)によって措置した後の電気工事業者における改善状況を適宜立入検査を行い確認するものとする。

(4) 上記(1)から(3)までに規定する措置を講ずることが困難であると判断した場合には、本院においては電力安全課長の指示を受け、産業保安監督部においては必要に応じて本院電力安全課に連絡をとり、その対応措置について検討するものとする。

(5) 産業保安監督部長は、上記(2)の登録の取消し若しくは事業停止命令又は告発を行った場合は、その都度原子力安全・保安院長に、その旨を報告するものとする。

(6) 他の行政庁等からの通報に基づき行った立入検査の結果及び処分については、当該行政庁等に対して通知するものとする。

9. 立入検査の結果報告

(1) 検査官は、立入検査終了後、立入検査実施概要及び結果（被検査者に対してとった措置等を含む。）を様式例 13 により速やかに、本省の職員においては経済産業大臣に、産業保安監督部の職員においては当該職員が所属する部の産業保安監督部長に、それぞれ報告するものとする。

(2) 産業保安監督部電力安全課長は、立入検査の実施結果を年度毎に様式例 14 に取りまとめ、翌年度 6 月末までに本院電力安全課長に提出するものとする。

10. 情報公開

(1) 立入検査の結果及び被検査者に対する措置内容等については、特別な事情がある場合を除き、原則として以下の基準に則り、本院及び各産業保安監督部のホームページ等を活用し、情報の公開を行うものとする。

- ① 立入検査件数等の統計的なものは、年度毎に公開する。
- ② 広く注意喚起を促す必要のあるものは、事例として公開する（被検査者名は非公開）。

③ 厳重注意、法第 27 条第 1 項の規定による危険等防止命令、法第 28 条第 1 項に基づく登録の取消し若しくは事業停止命令又は同条第 2 項に基づく事業停止命令若しくは告発を行った場合は、被検査者名を含めて公開する。

- ④ 上記①から③まで以外のものについては公開を行わない。

(2) なお、本院電力安全課は、各産業保安監督部から提出される年度ごとの立入検査実施結果について取りまとめた後、ホームページ等で件数等の公開を行うものとする。

附則

この要領は、平成 17 年 6 月 1 日より施行する。

検査事項

1. 次の(1)から(3)までに掲げる事項（法第17条の2第1項の規定に基づく通知電気工事業者及び法第34条第3項の規定に基づくみなし通知電気工事業者にあっては、(2)を除く。）が、登録（法第4条）若しくは登録事項変更届出（法第10条）、通知若しくは通知事項変更通知（法第17条の2第1項又は同条第4項）又は建設業者の届出若しくは通知（法第34条第4項又は同条第5項）により手続きが行われているものと一致しているか。
 - (1) 営業所の名称及び所在地
 - (2) 主任電気工事士等の設置（氏名、資格等）
 - (3) その他（電気工事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名及び役員の氏名等）
2. 主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が十分であるか（法第20条）
3. 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか（法第21条）
4. 請け負った電気工事を当該電気工事業を営む電気工事業者でない者に請け負わせていないか（法第22条）
5. 電気用品安全法による表示の付されていない電気用品を電気工事に使用していないか（法第23条）
6. 絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定められた器具を備えているか（法第24条）
7. 標識の掲示の有無又は記載事項に誤りはないか（法第25条）
8. 帳簿の有無又は記載事項に誤りはないか、保存期間が守られているか（法第26条）

電気工事業者立入検査チェックリスト

(別紙1)

検査官名	所属： 官職： 氏名：
検査日時	年　月　日　　時～時
検査場所	
立会者名	所属： 役職： 氏名：
電気工事業者の名称及び 代表者氏名	
登録(通知、届出)年月日	
設立年月日	
営業所の所在地	(電話番号：)

(検査項目別J細目)

1. 登録若しくは登録事項変更届出、通知若しくは通知事項変更通知又は建設業者の届出若しくは通知により手続きが行われているものと一致しているか（法第4条若しくは法第10条、法第17条の2第1項若しくは同条第4項又は法第34条第4項若しくは同条第5項）

項 目	適否	備 考
(1) 営業所の名称及び所在地		
(2) 主任電気工事士等の設置（氏名、資格等）		
(3) 電気工事業者の氏名又は名称及び住所		
(4) 法人には代表者の氏名及び役員の氏名等		

2. 主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が十分であるか（法第20条）

項 目	適否	備 考
(1) 配線図の作成及び渡し、これに關与しない場合はそのチェック		
(2) 電気工事士等でないものが電気工事の作業に従事していないことの監視		
(3) 電気用品安全法による表示のない電気用品の使用の監視		
(4) 電気設備の技術基準の適合性等電気関係法律の遵守		
(5) 一般用電気工事の検査結果の確認		
(6) 帳簿の記載上の管理監督		
(7) 危険等防止命令を受けた場合のその遵守義務		
(8) その他一般用電気工事に関する管理監督		

3. 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていなか（法第21条）

適否	備 考

4. 請け負った電気工事を当該電気工事業を當む電気工事業者でない者に請け負わせていないか（法第22条）

適否	備 考

5. 電気用品安全法による表示の付されていない電気用品を電気工事に使用していないか（法第23条）

適否	備 考

6. 絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定められた器具を備えているか（法第24条）

項 目	適否	備 考
(1) 絶縁抵抗計		
(2) 接地抵抗計		
(3) 抵抗及び交流電圧を測定できる回路計		
(4) 低圧検電器※		
(5) 高圧検電器※		
(6) 緊電器試験装置※（必要なときに使用し得る措置がとれている）		
(7) 絶縁耐力試験装置※（必要なときに使用し得る措置がとれている）		

※自家用電気工事の業務を行う営業所が対象。なお、ネオン工事の業務のみを行う営業所については、緑電器試験装置及び絶縁耐力試験装置が備えられていないなくてもよい。

7. 標識の掲示の有無又は記載事項に誤りはないか（法第25条）

(1) 登録電気工事業者（みなし登録電気工事業者）

項 目	適否	備 考
① 標識の掲示		
② 登録番号（届出先）		
③ 登録（届出）の年月日		
④ 氏名又は名称		
⑤ 法人あつては代表者の氏名		
⑥ 営業所の名称		
⑦ 電気工事の種類		
⑧ 主任電気工事士等の氏名		

(2) 通知電気工事業者（みなし通知電気工事業者）

項 目	適否	備 考
① 標識の掲示		
② 通知先		
③ 通知の年月日		
④ 氏名又は名称		
⑤ 法人あつては代表者の氏名		
⑥ 営業所の名称		

8. 帳簿の有無又は記載事項に誤りはないか、保存期間が守られているか（法第26条）

項 目	適否	備 考
(1) 帳簿の備え付け		
(2) 注文者の氏名又は名称及び住所		
(3) 電気工事の種類及び施工場所		
(4) 施工年月日		
(5) 主任電気工事士等及び作業者の氏名		
(6) 配線図		
(7) 檢査結果		
(8) 保存期間（記載の日から5年間）		

今後の処理の進め方について

【第一ステップ】

- ・ 検査終了後、検査官と被検査者との間で、事実関係について確認書を交わします。
- ・ 被検査者は、確認書に記載した内容に対する改善報告書又は改善計画書を期限までに提出してください。改善計画書には、改善終了予定期限を明記して下さい。
- ・ 改善計画書を提出した場合には、改善が終了した後、計画書に記載した改善終了予定期までに改善終了報告書を提出して下さい。

【第二ステップ】

- ・ 法に違反し、かつ以下の場合には厳重注意を行います。厳重注意を行った場合には、ホームページ等で被検査者名を含めた情報公開を行います。
- a. 期限までに改善報告書若しくは改善計画書又は改善終了報告書の提出がない場合であって、提出指示に従わない場合。
- b. 提出された改善報告書若しくは改善計画書又は改善終了報告書の内容が法に適合するものではないと認められ、所要の措置を講じる必要がある場合であって、指示に従わない場合。
- ・ 被検査者は、厳重注意を受けた内容に対する改善報告書又は改善計画書を期限までに提出して下さい。
- ・ 改善計画書を提出した場合には、改善が終了した後、期限までに改善終了報告書を提出して下さい。
- ・ 厳重注意に応じない場合で、法に基づく命令が規定されていない場合、法に基づく罰則が適用される可能性があります。

【第三ステップ】

- ・ 厳重注意に応じない場合は、被検査者に対して法に基づく命令を発します。
- ・ 命令に応じない場合には、法に基づく罰則が適用される可能性があります。

経済産業省

番 号
年 月 日

(被検査者 代表者 名) 殿

経済産業大臣 名
(○○産業保安監督部長 名)
(那覇産業保安監督事務所長 名)

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく立入検査について(通知)

電気工事業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、貴社に対して立入検査を下記のとおり行うので、通知します。

記

1. 検査内容

- (1) 次の①から③までに掲げる事項(法第17条の2の規定に基づく通知電気工事業者及び法第34条第3項の規定に基づくみなし通知電気工事業者にあっては、②を除く。)が、登録(法第4条)若しくは登録事項変更届出(法第10条)、通知若しくは通知事項変更通知(法第17条の2第1項又は同条第4項)又は建設業者の届出若しくは通知(法第34条第4項又は同条第5項)により手続きが行われているものと一致しているか
 - ① 営業所の名称及び所在地
 - ② 主任電気工事士等の設置(氏名、資格等)
 - ③ その他(電気工事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名及び役員の氏名等)
- (2) 主任電気工事士が行う一般用電気工事に係る作業管理が十分であるか(法第20条)
- (3) 電気工事士等でない者を電気工事の作業に従事させていないか(法第21条)
- (4) 請け負った電気工事を当該電気工事業を當む電気工事業者でない者に請け負わせていいか(法第22条)

(5) 電気用品安全法による表示の付されていない電気用品を電気工事に使用していないか
(法第23条)

(6) 絶縁抵抗計その他の経済産業省令で定められた器具を備えているか (法第24条)

(7) 標識の掲示の有無又は記載事項に誤りはないか (法第25条)

(8) 帳簿の有無又は記載事項に誤りはないか、保存期間が守られているか (法第26条)

2. 検査日時及び検査場所

(1) 日 時： 年 月 日 時 ~ 時

(2) 場 所：

3. 検査官名

所属部課名 官職 氏名

4. その他

電気工事業の業務の状況について説明し得る役員又は職員は検査に立ち会ってください。

立入検査結果確認書

年 月 日

年 月 日に実施した立入検査の結果、以下の事項について確認します。確認した事項については 年 月 日までに、被検査者代表者（又は責任者）は、原子力安全・保安院電力安全課長（又は〇〇産業保安監督部（〇〇支部）電力安全課長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長、那覇産業保安監督事務所保安監督課長）あてに改善報告書（又は計画書）を提出することとします。

1. ○○○○・・・・・・

2. ○○○○・・・・・・

3. ○○○○・・・・・・

検査官

印

検査官

印

被検査責任者

印

被検査責任者

印

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

※ 確認書を取り交わす際には、被検査者に対して別紙2の「今後の処理の進め方について」を渡し、説明を行うこと。

(様式例3)

年 月 日

原子力安全・保安院電力安全課長 名 殿
 (○○産業保安監督部(○○支部)電力安全課長 名)
 (中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長
 (那覇産業保安監督事務所保安監督課長 名))

事業者名
 被検査者代表者(又は責任者)名印
 住所
 連絡先

立入検査結果の改善報告書(又は計画書)

年 月 日に実施された立入検査の結果、確認事項については、次のとおり改善した
 (又は改善する計画です)ので報告します。

確 認 事 項	改 善 報 告(計 画)
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

※改善計画書の場合は、改善終了予定期限を記載し、改善終了予定期限までに、「様式例4」により改善終了報告書を提出すること。

(様式例4)

年 月 日

原子力安全・保安院電力安全課長 名
 (○○産業保安監督部(○○支部)電力安全課長 名)
 (中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 名)
 (那霸産業保安監督事務所保安監督課長 名)

事業者名
 被検査者代表者(又は責任者) 名 印
 住所
 連絡先

立入検査結果の改善終了報告書

年 月 日に実施された立入検査の結果、確認事項については、改善計画書(年
 月 日付け番号)に基づき、次のとおり改善が終了したので報告します。

確認事項	改善報告
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

(被検査者 代表者名) 殿

原子力安全・保安院長 名

(〇〇産業保安監督部長 名)

(那覇産業保安監督事務所長 名)

年月日に電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり、同法第〇〇条第〇項第〇号の規定に適合していないものと認められますので、必要な措置を講じるよう厳重注意します。

また、改善のために講じた措置を 年 月 日までに、原子力安全・保安院長(〇〇産業保安監督部長、那覇産業保安監督事務所長)あてに別添の様式にて報告して下さい。

記

(厳重注意事項)

1. ○○○○・・・・・
2. ○○○○・・・・・

※報告書様式は、「様式例6」によるものとする。

報告書の提出期限は、不適合内容、改善措置内容に応じて適切に設定すること。

番 号
年 月 日

原子力安全・保安院長 名 殿
(○○産業保安監督部長名)
(那覇産業保安監督事務所長名)

事業者名
被検査者代表者名印
住所
連絡先

立入検査結果の改善報告書(又は計画書)

年 月 日に実施された立入検査の結果、厳重注意を受けた事項については、次のとおり改善した(又は改善する計画です)ので報告します。

厳重注意事項	改善報告(計画)
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

※改善計画書の場合は、改善終了予定期を記載し、改善終了予定期までに、「様式例7」により改善終了報告書を提出すること。

年 月 日

原子力安全・保安院長 名 殿
(〇〇産業保安監督部長 名)
(那覇産業保安監督事務所長 名)

事業者名
被検査者代表者 名 印
住所
連絡先

立入検査結果の改善終了報告書

年 月 日に実施された立入検査の結果、厳重注意を受けた事項については、改善計画書（年月日付け番号）に基づき、次のとおり改善が終了したので報告します。

確 認 事 項	改 善 報 告
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

(様式例8)

番 号
年 月 日

(被検査者 代表者 名) 殿

經濟産業大臣 名
(○○産業保安監督部長 名)
(那霸産業保安監督事務所長 名)

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく危険等防止命令について

年 月 日に電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり、同法第27条第1項第○号の規定に該当しているものと認められるので、同法第27条第1項（又は第2項）の規定に基づき、直ちに電気工事による危険及び障害発生の防止のための必要な措置をとるよう命じます。

また、改善のために講じた措置を 年 月 日までに、經濟産業大臣（○○産業保安監督部長、那霸産業保安監督事務所長）あてに別添の様式にて報告して下さい。

なお、この処分に対し不服がある場合には、行政不服審査法第14条第1項の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に經濟産業大臣（○○産業保安監督部長、那霸産業保安監督事務所長）に対し異議申立て（審査請求）することができます。

記

（危険等防止命令を行う理由（施工場所、工事内容及び危険箇所等）を記載）

※報告書様式は「様式例9」によるものとする。

※報告書の提出期限は、違反内容、改善措置内容に応じて適切に設定すること。

年 月 日

経済産業大臣 名 殿
 (○○産業保安監督部長 名)
 (那覇産業保安監督事務所長 名)

事業者名
 被検査者代表者 名 印
 住所
 連絡先

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく危険等防止命令に係る
 改善報告書（又は計画書）

年 月 日に危険等防止命令を受けた件につきましては、次のとおり改善した（又は
 改善する計画です）ので報告します。

確 認 事 項	改 善 報 告 (計 画)
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

※改善計画書の場合は、改善終了予定期限を記載し、改善終了予定期限までに、「様式例1
 0」により改善終了報告書を提出すること。

年 月 日

経済産業大臣 名 殿
 (○○産業保安監督部長 名)
 (那覇産業保安監督事務所長 名)

事業者名
 被検査者代表者 名 印
 住所
 連絡先

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく危険等防止命令に係る
 改善終了報告書

年 月 日に危険等防止命令を受けた件につきましては、改善計画書（年 月 日
 付け番号）に基づき、次のとおり改善が終了したので報告します。

確 認 事 項	改 善 報 告
1.	1.
2.	2.
3.	3.

※必要に応じて、説明資料、図面、写真等参考となる資料を添付すること。

番号 年月日

(被検査者 代表者名) 殿

經濟産業大臣 名
(〇〇産業保安監督部長名)
(那覇産業保安監督事務所長名)

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく登録の取消し（事業停止命令）について

年 月 日に電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり、同法第28条第1項第〇号に該当するものと認められるので、同項の規定に基づきその登録を取り消します（〇年〇月〇日までの間該事業の〇〇を停止するよう命じます）。

なお、この処分に対し不服がある場合には、行政不服審査法第14条第1項の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に經濟産業大臣（〇〇産業保安監督部長、那覇産業保安監督事務所長）に対し異議申立て（審査請求）することができます。

記

(不利益処分の原因となる事實を記載)

(様式例12)

番号
年月日

(被検査者 代表者名) 殿

經濟産業大臣名
(○○産業保安監督部長名)
(那覇産業保安監督事務所長名)

電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく事業停止命令について

年月日に電気工事業の業務の適正化に関する法律第29条第1項に基づく立入検査を実施した結果、下記のとおり、同法第28条第2項第〇号に該当するものと認められるので、同項の規定に基づき〇年〇月〇日までの間当該事業の〇〇を停止するよう命じます。

なお、この処分に対し不服がある場合には、行政不服審査法第14条第1項の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に經濟産業大臣(○○産業保安監督部長、那覇産業保安監督事務所長)に対し異議申立て(審査請求)をすることができます。

記

(不利益処分の原因となる事実を記載)

立入検査報告書

(様式例 1-3)

年 月 日

經濟產業大臣 名 殿
(○○産業保安監督部長 名 殿)
(那霸產業保安監督事務所長 名 殿)

經濟產業技（事務）官 ○ ○ ○ ○

經濟產業局（事務）司

1. 立入検査実施概要（別紙1「電気工事業者立入検査チェックリスト」も併せて添付すること。）

2. 檢查結果

①改善が必要と判断される事項及びその根拠

②その他特記事項等

平成〇〇年度立入検査結果報告書

番 号
年 月 日

原子力安全・保安院電力安全課長 殿

〇〇産業保安監督部(〇〇支部)
 電力安全課長
 (中部近畿産業保安監督部
 北陸産業保安監督署長)
 (那霸産業保安監督事務所
 保安監督課長)

電気工事業者立入検査要領9.(2)に基づき 年4月1日から 年3月31日までの
 間に実施した立入検査の結果を送付します。

電気工事業者名	実施年月日	備 考
(登録電気工事業者)		
(通知電気工事業者)		
(みなし登録電気工事業者)		
(みなし通知電気工事業者)		

※備考には、法に違反する事実があった場合又は法第27条第1項第1号により危険等防止命令を発出した場合に、その内容を記載すること。

○行政事務運営の改善措置について

(別添) (次)4.11(月)申合せ

行政事務運営の改善に関する昭和40年5月 7日付け閣議決定に基づく改善事項のうち、立入検査については別紙1、港湾における通関関連行政については別紙2、休憩時間及び休日における受付機能の維持については別紙3、各省庁決裁制度については別紙4により、それぞれ措置するものとする。

別紙1

立入検査について

国の行政機関の職員による取締り等のための立入検査は、法の施行を確保し公共の利益を保護するため、国民に対し直接的に公権力を行使するものであるから、その執行にあたっては、法に対する国民の信頼を高めるため厳正かつ公正に行なわるべきことは当然であるが、執行にあたってはその限度を認識し、また被検査側の立場についても、十分配慮する必要がある。

したがって、その運用に当たっては、次の諸点に配慮して実施するものとする。

1. 立入検査の執行管理にかかる事項

(1) 立入検査における対象の選定について

立入検査の対象の選定は、検査執行職員に一任することなく、課長などの監督者自らこれを行なうものとする。

(2) 立入検査執行職員の指定について

責任ある立入検査を行なうため、立入検査執行職員の指定は、監督者がこれを行なうものとし、当該立入検査に関し必要な知識経験を有し責任ある検査を行ないうる者を当てるものとする。

このため

ア 責任ある立入検査の執行を行なうため、要綱、内規などにより、単独で立入検査を行なう者あるいは検査班の班長にあたる者の最低限度の資格要件を定めておくものとする。

イ 上記アの基準に該当しない職員に単独で立入検査を行なわせざるを得ないときは、チェックリストを持たせる、現場で指示しうる範囲を限定しておくなど、不当な介入が起こらないよう配慮する。

(3) 関連行政官庁間における合同立入検査について

同一検査事項について二以上の行政官庁が立入検査を行なう場合には、支障のない限りつとめて合同して同時に検査を行なうなど、被検査側の手間を省くよう配慮するものとする。

2. 立入検査の執行にかかる事項

(1) 立入検査執行時間について

立入検査は原則として被検査者の営業時間又はその勤務時間内に行なうものとする。被検査者の営業時間外、勤務時間外に特に立入検査を行なう必要があるときに、監督者の特別の承認をうけこれを行なうものとする。

(2) 立入検査命令書(仮称)

ア 立入検査に際しては、立入検査命令書(仮称)を携行し、被検査側責任者(又はその代理人)に示すものとする。

立入検査命令書(仮称)の内容は、検査事項ならびに立入検査執行職員(および同行補助者の氏名などとする。

イ 立入検査命令書(仮称)携行の例外的取扱い

緊急の場合および2の(3)により立入検査を予告した場合には、立入検査命令書(仮称)の携行を省略し、立入検査を行なう資格を有することを明かにした身分証明書(以下「身分証明書」という。)のみによることができるものとする。

また、同1日に多くの対象について立入検査を行なわなければならないなど、公文書を携行することが不適当と認めるときも、同様に身分証明書のみによることができるものとする。この際立入検査執行職員の選定については特に留意するものとする。

(3) 立入検査の予告について

検査に支障を来たさない場合には、関係資料の準備など被検査者の都合を考え、できるだけ被検査者側の責任者(又はその代理者)に検査の予告を行なうものとする。この際、通告の内容は、検査月日、立入検査執行職員(および同補助者)の氏名、検査事項、準備資料などとする。

(4) 被検査側責任者の立会いについて

立入検査に当たっては、被検査側責任者(又はその代理者)および要すれば関係者の立会いの上行なうものとする。

(5) 検査結果に基づく現場指示について

ア 検査結果に基づく現場指示は必ず班長などの検査執行責任者が行なうものとし、検査補助者は直接これを行なわないものとする。

イ 指示事項は明確にその内容を告げるものとする。指示があいまいとなることを避けるため、単なる口頭指示はできるだけ行なわず、指示事項のうち重要なものについては、事後公文書により改めて指示する等の措置をとるものとする。

ウ 現場指示の範囲の制限をうけている場合には、範囲外の指示事項について帰庁後監督者に報告し、監督者より必要事項を公文書により指示するものとする。

(6) 被検査側の弁明の聽取について

検査結果に基づき指示を行なうときは、できるだけ被検査者側責任者(又はその代理者)に弁明の機会を与えるものとする。

3. 立入検査執行職員の心得にかかる事項

(1) 来意の明示について

立入検査のため被検査者の事業所などに立入るときは、立入検査命令書(仮称)又は身分証明書を明示するとともに、所属官庁名、氏名および用務を相手方に明瞭に伝えるものとする。

(2) 人権の尊重について

立入検査に当たっては、被検査者の人権を尊重し、特に国その他公の援助をうけている者に対しては、相手方に卑屈感をいたかせないよう言動に注意するものとする。

(3) 公務員としての品位の保持について

ア 立入検査に当たっては、公務員としての品位を保持し、公正に行ない、法に対する国民の信頼を高めるようつとめるものとする。

イ 立入検査に当たっては、被検査者の疑問に対し懇切に説明し、また被検査者を軽視したような印象を与え、その他不快の感をいだかせるような言動は行なわないものとする。

ウ 被検査関係者より酒食の接待その他不当の利益を受けるなどの職務の公正を疑われるおそれのないように厳に留意する。

なお、夜間における立入検査に際しては、疑惑を持たれことが多いことに鑑み、その進退を特に慎むものとする。

(4) 第三者に対する配慮について

立入検査に当たっては、その場所に居合わせる第三者(例えは客など)に対して迷惑又は不快の念をいだかせないよう注意するとともに、検査の公正を疑われるような言動を避けるものとする。

(5) 立入検査に基づく指示などについて

違反の指摘、是正事項の指示などに際しては、法令の趣旨をよく説明するなどにより、被検査者が十分に納得できるように配慮し、威圧的態度をとらないものとする。

4. 関連措置

(1) 関連要領等の整備について

ア 既に立入検査の執行に関する要領、心得などが定められている場合にあっては、本要領に即して所要の改正を行なうものとする。

イ 立入検査の執行に関する要領、心得などが定められていない場合にあっては、本要領の内容に即して、緊急度に応じ逐次要綱、心得などを作成するものとする。

ウ 立入検査は、法律によりその性格、態様がそれぞれ異なるので、本要領の中にそのまま適用し難いこともありうるが、かかる場合には、本要領の趣旨を十分活かして運用するものとする。

(2) 勅行の確保について

本要領の各事項は、勅行することによって始めてその効果を生ずるものであるから、監督者はその実行について十分意を用いるものとする。

(3) 調査等についての措置

調査その他立入検査に類するものにあっても、できるだけ本要領の趣旨に沿って措置するものとする。

備考:関係各省庁は、地方公共団体職員の法令(条例を含む)による立入検査について、本要領の実施を勧奨するものとする。

